

固定資産税の 第1期の納期限は 5月31日まで



問合せ 資産税課 ☎ 33-4108

固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在における市内の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される地方税です。5月上旬に納税通知書を発送します。5月、7月、11月、1月の各末日が納期限です。

税額の計算方法

本市の固定資産税の税額は「課税標準額×税率（1.6%）」です。課税標準額は、固定資産の価格（評価額）と本来同じであるとされています。課税標準の特例措置や負担調整措置の適用があるときは、異なる場合があります。

土地と家屋は田・畑を宅地や駐車場にしたり、家屋を増築したりするなど使用状況に変更があった場合を除き、通常3年ごとに評価替えを行っています。本年度は評価替えの年です。

土地の評価方法

評価対象となる土地は田・畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地です。これらの土地の評価は、国が示す「固定資産評価基準」に基づき、地目別の評価方法で評価します。固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目に関わりなく、その年の1月1日の現況の地目によります。



家屋の評価方法

家屋の評価は、国が示す「固定資産評価基準」に基づき行います。評価の対象となる家屋と同一のものを、評価時点での場所に新築した場合に必要とされる建築費「再建築価格」を算出し、これを基準とします。この基準の価格を新築時から経過年数に応じた減価などを考慮し、家屋の評価額を求めます。家屋を新築した場合は、家屋内外部の仕上げ・設備・間取りなどの調査のために職員が伺います。未調査家屋があった場合、あわせて調査します。



償却資産の申告

償却資産とは、会社や個人で、建設業や飲食業、農業などを営んだり、駐車場やアパートを貸し付けたりするなどの事業を行っている人が、その事業のために使用することができ、機械や器具、備品などのことです。毎年1月末日までに事業者自らが市に申告する必要があります。

【償却資産の例】

- ・ 構築物（店舗内装、舗装路面、ビニールハウス、畦畔、暗渠排水など）
 - ・ 機械や装置（各種加工製造用機械、太陽光発電設備、農業用機械など）
 - ・ 船舶、車両や運搬具（自動車税や軽自動車税が課税されるものは除く）
 - ・ 工具、器具、備品など
- ※詳しくは、市ホームページを確認ください。

令和2年7月豪雨に係る被災代替資産に対する固定資産税の特例

被災した家屋または償却資産に代わるものとして取得した資産に対する固定資産税は次の特例措置が受けられます。

【家屋】

内容 被災家屋の床面積相当分の固定資産税の税額を、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額します。

対象者

- ①被災家屋の所有者
- ②被災家屋の所有者の相続人
- ③代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族 など

被災家屋の要件

次の①、②の両方を満たすこと

- ①り災証明書の判定が「半壊」以上である住家または公費により解体された非住家の家屋
- ②被災家屋の取り壊しまたは売却などの処分がされていること

代替家屋の要件

- ①被災家屋に代わるものとして取得した家屋（中古含む）
- ②被災家屋を改築したもの

※改築とは、被災した部分を取り壊し、再構築（増築）するものであり、修理は改築にはあたりません。

取得期限

令和2年7月4日～令和7年3月31日

【償却資産】

特例措置の対象となる資産の要件などは、市ホームページを確認ください。

